

合併特例区協議会のとりくみ

平成23年度 第10回 富合町合併特例区協議会

開催日：平成24年1月14日（水） 場所：アスパル富合研修室

協議 1. 富合町老人憩の家に係る指定管理者の指定について

1. 施設の名称 富合町老人憩の家
2. 指定管理者 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
3. 指定期間 自 平成24年4月1日
至 平成25年10月5日

以上、詳細な説明があり、施設の有意義な利用、利用者の増加等を要望。協議後に同意。

なお、選定経由は次のとおりです。

1. 公募期間 平成23年11月14日～平成23年12月13日
2. 申請団体 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会の1団体が申請
3. 選定委員会 平成23年12月20日に開催
4. 選定結果社会福祉法人熊本市社会福祉協議会を候補者として選定



富合町老人憩の家南側
3月末には桜が満開に

協議 2. 平成24年度の合併特例区事務局体制(案)について

熊本市が4月1日に政令指定都市となり、組織が変更するため、合併特例区の事務・事業の担当班の変更などの提案を受け、同意。

報告 1. 地区要望に対する実績報告について

平成21年度～23年度の各地区からの要望・実施数と工事費の報告がありました。各地区毎でしたが、全体の数を報告します。

担当課	平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計			
	要望数	実施数	要望数	実施数	要望数	実施数	延数	重複を除く	実施数	
産業振興課	26	7	53	5	60	10	139	82	22	
建設課	69	15	93	19	103	22	265	178	56	
工事費	産業振興課	31,998,000 円		50,308,000 円		44,572,000 円		126,878,000 円		
	建設課	57,926,000 円		89,276,000 円		45,015,000 円		192,217,000 円		
	計	89,924,000 円		139,584,000 円		89,587,000 円		319,095,000 円		

要望に対する実施率 **産業振興課 26.8%** **建設課 約30%**

※要望年度と実施年度は必ずしも一致しません。

平成26年4月より町内自治会制度に移行します

説明会が始まりました。
多くの方の出席を

富合町合併特例区は平成25年10月5日で終了しますが、町内自治会制度への移行は平成26年4月です。これまでの行政区制度から、町内自治会制度に移行します。

「町内自治会制度」の説明会が始まりました。

各区の総会時など区民が集まる機会に説明会が開催されます。

第1回説明会は廻江区。平成24年1月15日（日）に開催。

富合まちづくり交流室の岡村室長と本田主事が次の項目を説明。

- ①町内自治会とは
- ②行政区制度と町内自治会の違い
 - ・名称 ・団体の長に依頼する事務 ・補助金 ・その他
- ③町内自治会制度移行への手続き・規約の制定・会計年度についてなど



わかりやすい説明！

「富合校区自治協議会」についての説明もありました。

現在富合校区自治協議会設立検討会が設立され、平成24年4月の設立を目指し検討中です。

「第4回富合校区自治協議会設立検討会」を2月21日に計画。

南区役所に

富合総合支所内の改修工事は1月末に終了。区役所に向けての引っ越しと準備が現在進行中。職員の研修も開始。バス路線確保のために支所周辺部の拡幅工事も現在進行中。4月からは南区役所です。



あとしばらくの名前